



市役所からのおしらせ ☎22-4511



焼却炉の規制が
厳しくなります

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、12月1日から、構造基準を満たさない焼却炉は、使用できなくなります。

構造基準

ごみを燃焼室で摂氏八百度以上の状態で燃やすことができない

外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できる燃焼室の温度を測定できる装置がある
 高温で燃焼できる助燃装置がある

燃焼に必要な量の空気の通風が行われる

これらの基準を満たす焼却炉とは、非常に大がかりなものになり、一般的に設置は極めて困難です。

現在ごみを焼却処分している家庭では、分別して集積所へ出すようにしてください。また、事業所におい

ては、収集業者へ依頼するなど、適切な処分をお願いします。

なお野外焼却禁止の例外は果樹園などでの剪定枝・草木の焼却

風俗・習慣上の行事

に限られます。この場合も他人の迷惑にならないよう十分注意願います。

問合せ 環境保全課

計画指導係 内線5249

10月1日は

浄化槽の日

ご家庭の浄化槽は正常に働いていますか？プロアは動いてますか？

浄化槽は、日ごろの維持管理が大変重要です。「管理者に任せてあるから」と、任せっきりにならず、

きれいな水になって川に返しているか、放流口をのぞいてみてください。

また、浄化槽がおかしいなどと思ったら管理者にすぐに相談してください。

正しく使って、きれいな水を川へ返しましょう。

問合せ 下水道課

排水係 内線5288

家屋調査にご協力を

固定資産税を公平かつ適正にご負担いただくために、本年も家屋調査を行います。

今年建物を、新築・増築・改築・取り壊し(一部

取り壊し)された方は、市役所税務課までご連絡ください。後日、税務課職員が調査にお伺いします。ご協

力をお願いします。

問合せ 税務課 固定資産

課 内線5173

産税係

恩給欠格者引揚者の皆さんへ

旧軍人軍属で、恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方、及び終戦

に伴い本邦以外の地域から引き揚げて来られた方に、平和祈念事業特別基金から内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。書状の交付を希望される方は、請求の手続きをお取りください。

請求書類は福祉課窓口(本町りんご庁舎2階)、または支所にあります。なお既に請求済みの方は新たな手続きは必要ありません。

問合せ 福祉課

庶務係 内線5372

9月の納税

納期 9月30日(月)

税目 国民健康保険税(9月分)

税金は納期限までに納めましょう

お知らせ特集

国民健康保険が変わります

老人保健が変わります

新しい情報公開制度がスタートします

9 ページ

4~5 ページ

2~3 ページ

保険が変わります

高額療養費の対象が変わります

変更

1カ月ごとの一部負担金を合算し、自己負担限度額を超えた場合は、申請すれば超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の方

自己負担限度額一覧

70～74歳の方

同じ人が、同じ月内に、同じ医療機関での負担金下記自己負担限度額を超えた場合、または1回の負担金が限度額を超えない場合でも、同じ世帯で21,000円以上の負担金が複数（70歳～74歳の方も含む 金額の制限なし）ある場合は、合算し限度額を超えれば、申請により超えた分が支給されます。

1カ月間の負担金（医療機関・金額の制限なし）が下記の自己負担限度額（外来または外来+入院）を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

区分	70歳未満 国保世帯全体
上位所得者 (注)	139,800円(77,700円)+A
一般	72,300円(40,200円)+B
低所得者 (市民税非課税世帯)	35,400円(24,600円)

区分	70～74歳	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+B (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者	8,000円	24,600円
低所得者	8,000円	15,000円

・医療費がAは699,000円、Bは361,500円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

・()内の金額は12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

注 上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯にあたります。

高額療養費の計算方法

例 区分一般の世帯で、父74歳 外来20,000円、母72歳 入院40,200円、子50歳 外来A病院25,000円 外来B病院23,000円窓口払いした場合
入院時の食事代、差額ベッド代などは対象外

(1) 70～74歳 外来(個人ごと)の計算

$$\text{父 } 20,000\text{円} - 12,000\text{円 (外来限度額)} = 8,000\text{円}$$

(2) 70～74歳 外来+入院(世帯ごと)の計算

$$\text{父負担分 } 12,000\text{円} + \text{母 } 40,200\text{円} = 52,200\text{円}$$

$$52,200\text{円} - 40,200\text{円 (外来+入院限度額)} = 12,000\text{円}$$

(3) 70歳未満の計算

$$\text{子 } A\text{病院 } 25,000\text{円} + B\text{病院 } 23,000\text{円} = 48,000\text{円}$$

$$48,000\text{円} - 72,300\text{円 (70歳未満限度額)} = (\text{支給なし})$$

(4) 70～74歳と70歳未満の合算計算

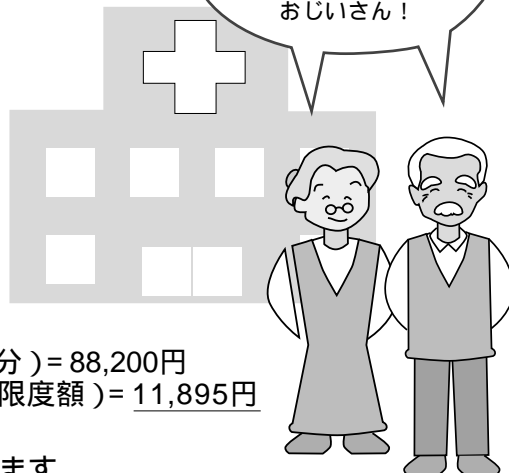
$$40,200\text{円 (70歳～74歳負担分)} + 48,000\text{円 (70歳未満負担分)} = 88,200\text{円}$$

$$88,200\text{円} - (72,300\text{円} + 1\% \text{加算分 } 4,005\text{円}) \times \text{国保世帯全体限度額} = 11,895\text{円}$$

(5) 支給額合計

$$8,000\text{円} + 12,000\text{円} + 11,895\text{円} = 31,895\text{円} \quad \text{が支給されます}$$

こりゃなかなか難しい計算じゃなあ。市役所から案内が届くから大丈夫ですよ！おじいさん！



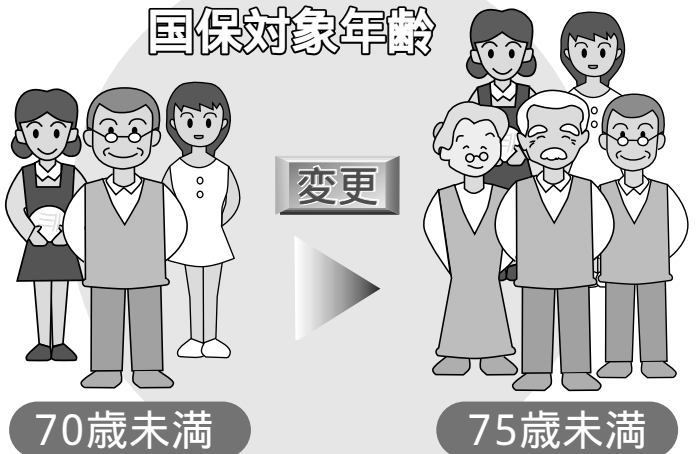
詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 保健課 国保係 内線5523

10月1日から 国民健康

国民健康保険の対象年齢が変わります

- 国民健康保険の対象年齢が75歳未満となります。
- ・10月1日から国保の対象年齢が74歳まで引き上げられます。これまで70歳になると、老人保健の対象になりましたが、74歳までは国保で医療を受けることになります。
 - ・昭和7年9月30日以前に生まれた方は引き続き老人保健で医療を受けます。
 - ・退職者医療制度の対象年齢も70歳未満から75歳未満に変わります。
 - ・9月中に新しい保険証を郵送します。10月1日からは新しい保険証をお使いください。



医療費の窓口負担が変わります

今まで一律の3割負担でしたが、下表のように年齢によって、負担割合が変わります。上限については高額療養費の自己負担限度額を参照ください。



70～74歳の方へ

2割	一定以上所得者（注1） 70歳以上で市民税課税所得が124万円以上の人がいる世帯
1割	一 般 低所得者（注2） 市民税非課税世帯 低所得者（注2） 市民税非課税世帯で 年金収入65万円以下など

- ・70歳以上の方については、左図のように所得に応じて老人保健に準じた区分をします。
- ・右下のような1割または2割の負担区分の記載された受給者証を、該当者に送付します。
- ・病院窓口では、「国民健康保険証」と「国民健康保険高齢受給者証」（若竹色）の2つを提示してください。



負担割合はここのです

注1 一定以上所得者と判定された方でも、世帯に属する高齢者の収入の合計が1人世帯で450万円未満、2人以上世帯で637万円未満の場合は、申請すると一般（1割負担）となります。

注2 低所得者 ・ に該当する方について、入院時の窓口負担に低所得者の自己負担限度額を適用させるには、あらかじめ申請が必要です。保健課国保係までお問い合わせください。

が変わります



なるほど、私の場合は1割負担の受給者証が送られてきたけど、所得が少ないから、申請すると入院の窓口負担が少なくなるのね。

医療受給者証が変わります **変更**

- ・右の図のような1割または2割の負担区分の記載された受給者証を、9月末までに送付します。
- ・10月1日から今までの受給者証が使えなくなります。受給者証は保健課または各支所へお返しください。

個人番号 医療受給者証	
個人番号	2 7 2 0 0 0 5 4
受給者番号	0 1 2 3 4 5 6
住所	大久保町1234番地
氏名	飯田 太郎
生年月日	昭和5年5月5日
負担区分	1割
発行日	平成14年10月1日
発行機関	飯田市長 保健課
有効期限	平成14年10月1日

負担割合は「1割」です

高額医療費の対象が拡大されます **変更**

1カ月ごとの負担額を合算して、自己負担限度額を超えると高額医療費の対象となります。限度額は個人ごとの外来の額（医療機関・金額制限なし）と、世帯ごとの外来と入院費を合わせた額の2種類があります。対象となる場合は、高額医療費の支給申請が必要となります。

自己負担限度額一覧

	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上所得者 70歳以上で市民税課税所得が 124万円以上の人がある世帯	40,200円	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合、超えた分の1%を加算 1年以内に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目から40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得者 市民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得者 市民税非課税世帯で 年金収入65万円以下など	8,000円	15,000円

高額医療費の計算方法

例 区分が一般の世帯で同月に、夫 外来20,000円、妻 外来10,000円・入院40,000円負担した場合

外来(個人ごと)の計算

- (病院) (医院) (薬局)
夫 10,000円+5,000円+5,000円 = 20,000円
20,000円 - 12,000円 (外来限度額) = 8,000円
- 妻 10,000円 - 12,000円 (外来限度額) = (支給なし)

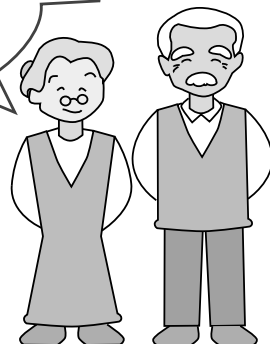
外来+入院(世帯ごと)の計算

- 夫負担分12,000円+妻 外来10,000円 + 妻 入院40,000円 = 62,000円
62,000円 - 40,200円 (外来+入院限度額) = 21,800円

支給額合計

- 8,000円+21,800円 = 29,800円 が支給されます

この位支給されると助かるなあ、ばあさんや。本当ですね。



詳しくはお問い合わせください。 問合せ先 保健課 医療給付係 内線5526

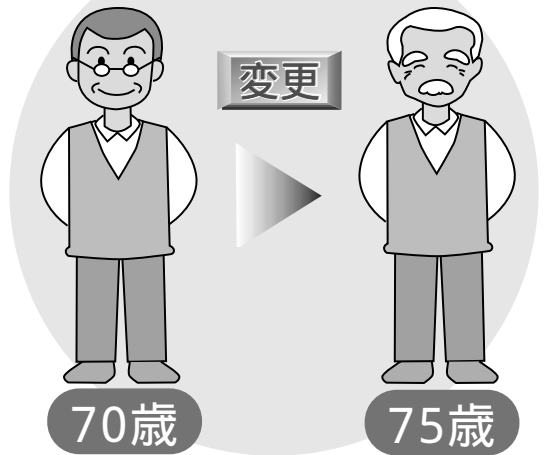
10月1日から 老人保健

老人保健の対象年齢が変わります

老人保健で医療を受ける方の年齢が70歳以上から75歳以上に変わります。

- ・昭和7年10月1以降に生まれた方は、老人保健で医療を受ける年齢が75歳からになります。70～74歳の間は、加入している医療保険で老人保健に準じた医療を受けることになります。
- ・昭和7年9月30日以前に生まれた方は引き続き老人保健で医療を受けます。
- ・一定の障害のある方については、今までどおり65歳以上で変更ありません。

老人保健対象年齢



医療費の窓口負担が変わります

外来の定額制（1日850円）・医療機関ごとの上限がなくなります。病院・医院・薬局などでは、所得に応じて1割または2割の定率で負担していただきます。

1カ月の負担額の上限については右ページの自己負担限度額を参照ください。

入院の場合も1割または2割の定率負担ですが、1カ月の自己負担限度額を超えての請求はありません。

老人保健窓口負担

定額制の診療所

- 1日 850円（1カ月4回まで）
- 200床未満の病院・診療所
1割負担 1カ月の上限3,200円
- 200床以上の病院
1割負担 1カ月の上限5,300円

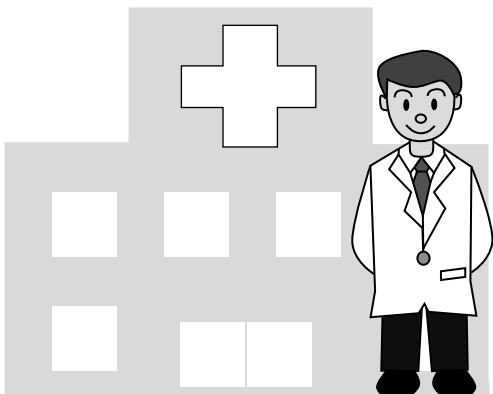
変更

2
割

一定以上所得者（注1）
70歳以上で市民税課税所得が
124万円以上の人がある世帯

1
割

一般
低所得者（注2）
市民税非課税世帯
低所得者（注2）
市民税非課税世帯で
年金収入65万円以下など



- 注1 一定以上所得者と判定された方でも、収入の合計が1人世帯で450万円未満、2人以上世帯で637万円未満の場合は、申請すると一般（1割負担）となります。
- 注2 低所得者 ・ に該当する方について、入院時の窓口負担に低所得者の自己負担限度額を適用させるには、あらかじめ申請が必要です。保健課医療給付係までお問い合わせください。

犬ねこの 不妊・去勢手術補助

飯伊動物愛護会では、犬ねこの不妊去勢手術の補助を行います。

補助対象

飯田下伊那地域に居住する生後六カ月以上の健康な犬、ねこの飼育者。

犬については狂犬病予防法に基づく登録・予防注射実施済みであること。

補助金額・予定頭数

不妊手術(雌)

四千元 20頭

去勢手術(雄)

三千元 10頭

犬、ねこの同額

申し込み多数の場合抽選

手術実施期間

11月1日～11月30日

申込方法

往復はがきに、

住所 氏名 電話番号

犬・ねこの種類

犬ねこの性別

犬ねこの年齢

犬の場合は鑑札又は注射

済番号を記入し郵送。た

だし、1戸につき1通に

限る。

申込期限

10月11日必着

申込・問合せ

〒395 0034

飯田市追手町2 678

飯田保健所食品衛生課内

飯伊動物愛護会事務局

☎(53)0446

事業者の皆さん 来春高卒者に求人

来春の高校卒業予定者を対象とした求人が、大幅に不足しています。

7月末現在の求人倍率は

0.75倍です。このままでは就職希望者の3割が就職

できません。

事業者の皆さん、厳しい

経済状況ではありますが、

1人でも多くの採用を願

います。

問合せ

ハローワーク飯田学卒係

☎(24)8609

☎(24)8609

イターン希望者 受付中

ハローワーク飯田では、

イターン希望者の受付をし

ています。

現在、飯田下伊那を離れ

交通事故発生状況 (8月31日現在)

件数・・・501件 (-1)
死者・・・3人 (-2)
傷者・・・638人 (+2)
()内前年同期対比

運転中
見逃さないで
小さな手

☎(24)8609

☎(24)8609

問合せ 飯田公共職業安

定所 イターン担当

飯田 1月18日(土)

シルクホテル

名古屋 11月22日(金)

東京 10月25日(金)

東京六本木ジヨブパーク

面接会予定

ぜひお話しください。

いる方がおられましたら、

どでイターンを希望されて

ご家族ご親戚、お友達な

分野で活躍されています。

昨年年度は99の方がイタ

ーン就職され、それぞれの

用面接会の案内などをさせ

ていただきます。

お申し出いただいた方に

はイターン求人情報や、採

つている方を探しています。

故郷で生かしてみたいと思

てお住まいの方で、今まで

培った技術・技能・知識を

フロンを大気に逃がさないために・・・

10月1日から 自動車を廃棄するとき

自動車フロン券が必要

カーエアコン付きの自動車を廃棄する場合、
「自動車フロン券」をお求めください。

購入先:郵便局、コンビニ セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、
サークルK、サンクス

料金:2,580円

下取りの場合、フロン券を買う前にディーラーと相談してください。

自動車を引き渡す相手が、
「第二種特定製品引取業者」

(自動車ディーラー、解体業者などで県知事の登録を受けた業者)

であることを確認してください。

廃棄する自動車に、
「自動車フロン券」を添えて、
「第二種特定製品引取業者」へお渡しください。
事業者から「自動車フロン類管理書A票」を
受け取ってください。

「フロン回収破壊法」施行 なぜ?何のために

大気中のオゾン層は、その約90%が地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっています。この成層圏オゾン層が、通常「オゾン層」と呼ばれています。

地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層がCFC(クロロフルオロカーボン:いわゆるフロン)等の物質により破壊されており、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがあります。

フロンガスは、冷蔵庫やルームエアコン、自動車のエアコンの冷媒に使われており、これらを廃棄するとき大気中に放出されてきました。

オゾン層の破壊を防ぐため、平成13年4月から「家電リサイクル法」によって冷蔵庫やルームエアコンの回収が、そして今回自動車のエアコンが対象となったのです。

問合せ 長野県庁 公害課 公害対策係 直通☎026(235)7177



募集

生活と環境まつり
出展者・フリーマ出店者

環境問題や安全な生活を考える「生活と環境まつり2002」を10月19日(土)20日(日)に県体育館、県公民館で開催します。

生活と環境まつり実行委員会では、このイベントに出展参加していただける団体・個人を募集します。

日頃の活動や研究成果の発表、環境問題などのPR展示、牛乳パック工作などの体験コーナーやエコクッキングなど環境や生活にちなんだものであれば何でも結構です。

また、生活と環境まつりにあわせて実施するフリーマーケット(フリーマ)への参加も募集しています。詳細は事務局まで。

申込・問合せ 環境保全課内 生活と環境まつり実行委員会事務局
内線5246

県飯田技術専門校 15年度学生

募集科名	NC機械科(修学期間1年) 自動車整備科(修学期間2年)		建築科 (修学期間1年)
	推薦・一般	推薦選考	一般選考
推薦・一般	推薦選考	一般選考	推薦選考
募集定員	10人	10人	若干人
応募資格	15年3月高校卒業見込みの者で学校長の推薦する者	15年3月高校卒業見込みの者・高校卒者又は同等以上と認められる者	15年3月高校卒業見込みの者で学校長の推薦する者
募集期間	10月1日～15日	11月1日～15日	10月1日～15日
選考日	10月25日(金)	11月25日(月)	10月25日(金)

建築科一般募集は来年1月実施。定員に達しない場合は期間を過ぎても募集。

問合せ 飯田技術専門校

☎(22)1067

いいだ・しもいなフェスティバル
フリーマーケット出店者

飯田下伊那18市町村・関係団体のお祭り「いいだ・しもいなフェスティバル2002」。このフェスティバル期間中、伊那谷ふるさと展の各市町村テント村に

おいて、フリーマーケットを開催します。来場者と楽しく交流しませんか。

開催日時

10月12日(土)
午前10時～午後3時30分
10月13日(日)
午前9時～午後3時

場所 運動公園中央広場

概要

店数 1日12店
テント1張りに2団体販売物
日用雑貨品(食品は除く)

参加料 二千元(1日)

申込締切 9月27日(金)

備考 業者の方はお断りします。

申込・問合せ

南信州広域連合事務局内
フェスティバル実行委員会

☎(53)7100



各種相談所

看護職のための
再就業出張相談会

ナースセンター職員、再就職特別相談員が再就職に関する相談をお受けし、求

人状況や講習会のご案内など情報提供をしながら、再就職までの支援を行います。

日時 10月2日(水)
午後1時～4時

場所 飯田保健所

問合せ 長野県ナースセンター

☎0263(35)0067

中国語の話せる くらしのサポーター

県及び(財)長野県国際交流推進協会では、8月から下伊那地方事務所総務課内に日本語と中国語を話せる「外国籍県民くらしのサポーター」を置いていきます。

外国人の方が普段困っていること、知りたいことなど様々な生活相談に、面接や文書、電話で応じています。

相談は無料、秘密は厳守します。

サポーター

林 真理子

直通電話 (53)0489

相談時間

午前8時30分～正午
午後1時～5時

問合せ 下伊那地方事務所総務課 生活環境係

☎(53)0402

無料法律等相談所

10月1日～7日の「法の日」週間にあわせ、「法律・人権・調停・公証」に関する無料相談所が開設されます。金銭・土地・交通事故などの問題や、離婚・扶養・相続等家庭内のもめ事、差別やいじめなどでお困りの方は、お気軽にご利用ください。秘密は厳守。なお、相談に関する資料がありましたらお持ちください。

日時 10月3日(木)

午前10時～午後3時30分
場所 飯田市公民館2階

主催 裁判所・検察庁・弁護士会・法務局・調停委員協会・公証役場

問合せ

長野地方裁判所飯田支部
☎(22)0003



動物園の 休園日

9月17日(火) 19日(木)
24日(火) 26日(木)
30日(月)
10月7日(月) 15日(火)
問合せ 動物園
22-0416

**行政書士
無料相談会**

10月は行政書士制度強調
月間。2つの無料相談会が
開設されます。

電話相談

日時 10月1日～3日
午前10時～午後4時
電話番号
026(234)0170

面接相談

日時 10月6日(日)
午前10時～午後3時
場所 アピタ飯田店

相談事項 相続、農地の
転用、法人設立、建設業
許可 など

問合せ 長野県行政書士
会飯田支部事務局
☎(22)1363



**ガイドヘルパー
養成講座**

ガイドヘルパーとは、重
度の視覚障害または全身的
な肢体不自由児・者の、自
立や社会参加のために、外

出時の付き添い介助などを
する方です。

受講対象者 前・後期と
も受講でき、ガイドヘルパー
の活動に積極的理解・参加
を希望する18歳以上の方

日時

前期10月9日(水)～10日(木)
後期11月13日(水)～14日(木)
全日程

場所

午前8時30分～午後5時
市役所りんご庁舎、本庁
申込方法 福祉課へ直接
またはファクス

参加料

二千五百円(テキスト代)
募集人員 20人

申込締切 10月4日(金)
申込・問合せ
福祉課 障害福祉係
内線5314
FAX(22)8133

**自立のための
男性料理教室**

いざという時のために、
簡単にできる料理を作って
みませんか。

この教室は、できるだけ
多くの皆さんに参加いた
けるよう、場所を変え、継

続的に行っていく予定です。

日時 10月7日(月)

午前9時30分～午後0時30分
場所

伊賀良公民館調理実習室
募集人員 20人(先着順)

参加費 五百円程度

持ち物 エプロン、三角
巾、筆記用具、米

申込締切 9月27日(金)

申込・問合せ 男女共同
参画課 内線5351

シニアゴルフ教室

対象 おおむね60歳以上
で初心者の方

内容 ゴルフの基礎

開催日時

10月5日～12月14日の
毎週土曜日(計10回)

午前10時30分～11時30分

定員 10人

場所 シティヒルズゴル
フクラブ(押洞)

受講料 一万円(10回分)

申込方法

9月30日までに電話で申
し込み。多数の場合抽選。

申込・問合せ

介護高齢課 高齢者係
内線5382

10月のIT講習会

IT(情報通信技術)講習会受講生募集

講習会の内容 パソコンの基本操作、
電子メールの送受信、
インターネットの利用

☺ **対象者** 20歳以上
⚙ **定員** 申込み順 20人
📄 **受講料** 無料
📍 **講習会場** 上郷公民館・飯田コンピュータ専門学校
☎ **申込先** (22)6111

コース **開講日時**

A 10月22日(火)・23日(水)・29日(火)・30日(水)
会場 上郷公民館 9:00～12:00

B 10月22日(火)・23日(水)・29日(火)・30日(水)
会場 上郷公民館 13:00～16:00

C 10月9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)
会場 飯田コンピュータ専門学校 18:00～21:00

D 10月12日(土)・19日(土)・26日(土)・11月2日(土)
会場 飯田コンピュータ専門学校 13:00～16:00
各コース12時間

問合せ 企画課 情報統計係 内線2227

水引教室

飯田の地場産業水引を使
ってブローチを作ります。

日時 9月28日(土)

午後2時～3時

場所 中央図書館2階

講師 大橋迪夫氏

内容 お花のブローチ

持ち物 やつとこ(ラジ
オペンチ)はさみ

参加費 二百円(材料費)

募集人員 30人(申込順)

申込・問合せ 中央図書館

☎(22)0706

本町1丁目再開発ビル
りんご庁舎2階
総合窓口なら、
お仕事の帰りに
住民票をとることができます。

りんご庁舎総合窓口では
平日 午前8時30分～午後7時
土曜日 午前10時30分～午後7時
各種証明の発行をしています

情報公開

10月1日から

新しい情報公開制度が スタートします

これまでの「公文書公開条例」は、「情報公開条例」となっ
て生まれ変わります。

この新しい条例によって、市民の皆さんが、情報公開を飯
田市に求める権利がより手厚く保護されます。

新しい情報公開制度により、市民と市の情報の共有が進
められ、協働体制のより一層の促進をはかることができます。

新しい情報公開制度は、ここが新しい

いままでの
「公文書公開条例」では

新しい「情報公開条例」では

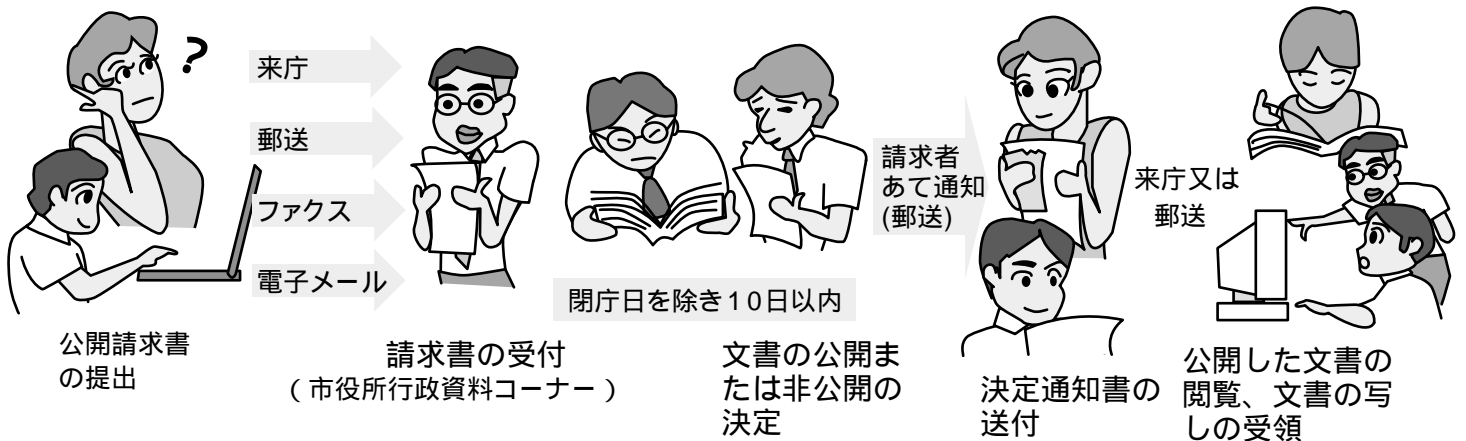
情報公開を 請求できる	飯田市民および 飯田市に利害関係の ある人	飯田市民に限らず、誰でも
情報公開の 請求の方法	請求書を市役所の窓 口へ提出または郵送	加えてファクス、電子メールでも請求できま
公開の対象 となる文書	文書、図面、 写真およびフィルム	加えて電磁的記録 例えば、録音テープ、フロッピーディスク、コ ンピュータに記録された文書・図面・音声など

また、飯田市が出資する法人のうち、飯田市の出資比率が50%以上の法人なども
情報公開に努めることとなりました。

情報公開の請求から閲覧まで

公開についての手数料は無料

コピー、郵送料は実費必要



情報公開の請求方法

まず「公開請求書」を提出してください。

請求・相談の窓口は
行政資料コーナーです
(市役所2階庶務課内)

ファクス・電子メールでの請求の場合、
住所(請求者が法人の場合は事務所などの所在地)
氏名(請求者が法人の場合は名称および代表者の氏名)
電話番号
請求する公文書の内容を明記してください。

請求書の様式は、ホームページにも掲載しています。

電話番号(22)4511 内線2114
ファクス番号(24)4511

ホームページアドレス <http://www.city.iida.nagano.jp/koukai/>
電子メールアドレス koukai@city.iida.nagano.jp

各種相談所 相談は無料、秘密は厳守お気軽にご相談ください

相談名	日時	場所	問合せ先	相談名	日時	場所	問合せ先
心配ごと相談	特別 毎週火曜日 13:00～15:00 受付15:00まで	さんとびあ飯田 (福祉会館・東栄町)	社会福祉会 ☎53-3180	家庭児童相談 (電話でも可)	毎週月～金曜日 9:00～17:00	飯田市 福祉事務所	家庭児童相談室 ☎22-4511内線5344
	一般 9月20日(金) 10月4日(金) 13:30～15:30			電話乳幼児 育児相談	毎週木曜日 9:00～11:30	専用電話	☎52-0633
法律相談 (現在係争中のものは除く)	10月11日(金) 13:00～17:00	法律相談は 予約制、電話で 申し込んでくだ さい。		子育て相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00 毎週土曜日 9:00～14:00	飯田中央保育園 (地域子育て支援センター)	飯田中央保育園 ☎22-4133
結婚相談	9月18日(水) 9月28日(土) 10月8日(火) 13:30～16:30 受付15:00まで	結婚相談は 本人の相談を 原則とします。 写真1枚必要 です。		痴ほう相談	10月8日(火) 13:30～16:00	市保健センター 予約制(市役所隣)	保健課 内線 5514
ボランティア 相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00			障害者並びに ご家族の相談	毎週月～土曜日 9:00～17:45	さんとびあ飯田 (福祉会館1F・東栄町)	ハーネット-い いだ ☎56-4474
行政相談	10月8日(火) 13:00～16:00	りんご庁舎3F	庶務課 内線 2111	女性 のための 相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	飯田市 福祉事務所	児童課 内線5347
交通相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	交通防災課☎22-4511 内線2435 電話相談、予約制にて個別面談可		婦人相談員 の専門相談	10月9日(水) 13:30～17:00	りんご庁舎3階 男女共同参画	男女共同参画課 内線5351
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	教育委員会 (上郷庁舎2階)	教育委員会 ☎53-4545 専用電話 ☎53-8730 FAX53-8730	法律相談 (予約制電話にて)	10月15日(火) 13:30～16:30		
かけこみ 教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00			税務相談	11月21日(木) 10:00～15:00	市役所本庁	税務課 内線 5141

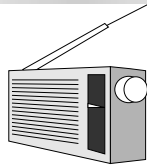
市長の留守番電話 **23-8181** てんや 市民の皆さんのご意見
ご相談をいつでもお受けします。

市からの情報

問合せ 秘書広報課 内線2125

ラジオ

いいだFM 76.3MHz



広報いいだの風

飯田市からのお知らせ **かざこし歳時記**
 7:10～7:30 飯田市企画番組
 12:10～12:30 月曜日～金曜日
 17:10～17:30 11:20～11:50

「かざこし歳時記」10月番組表

放送曜日	番組名	第何週	内容
月曜日	いいだの旬	毎週	1週間の市内の話題を取材し、紹介。
	公民館リレー	1	各地区の公民館活動の紹介。
	広報いいだの紹介	2	「広報いいだ」1月号の内容説明。
	さわやか健康	3	健康に関する番組。
火曜日	くらしと環境	4	環境保全活動の紹介。
	市役所情報	毎週	市役所各課からの広報。
	ピックアップ飯田	1	月を振り返って、市の行事を取材し紹介。
	ニュースイン119	2	消防署と消防団による消防広報。
水曜日	防犯110番	3	防犯上必要な事項などを広報。
	消費生活メモ	4	消費生活に関する情報番組。
	保育園だより	毎週	市内の保育園・幼稚園などを取材し紹介。
	本の散歩道	1	本の読み聞かせ。
木曜日	伊那谷の自然	2	伊那谷の動植物、季節の変化などの紹介。
	伊那谷の歴史	3	郷土出身ゆかりの人々・地名などを紹介。
	ふれあい福祉	4	ボランティア・催し物・行事などを紹介。
	小学校だより	毎週	松尾・山本・川路・鼎・追手町小学校の紹介。
金曜日	元気ママ	1	元気なママさんグループを紹介。
	サークル紹介	2	市内の様々なグループ・サークルを紹介。
	大好き農業	3	農業に関係した活動や、事業を紹介。
	いきいきライフ	4	いきいきと暮らす高齢者などを紹介。

テレビ

飯田ケーブルテレビ

テレビ広報 2チャンネル

飯田市の政策や行事などを紹介します
 10月の番組は「新21 いいだ環境プラン(予定)」

放送日	放送時間
10月21日～24日	9:00～ 18:00～ 20:00～
10月25日～27日	11:00～ 0:00～

過去の放送を収録したビデオの貸し出しを行っています。お問い合わせください。
街かどチャイム 番組の中で、市からののお知らせをお届けします

インターネット

市のホームページ
<http://www.city.iida.nagano.jp/>



オフトーク通信

ほっとらいん IIDA

チャンネル	内容・時間
チャンネル 1	お知らせ 6:00 12:15 15:00 19:30
チャンネル 2	お知らせ再送 6:15 12:30 15:15 19:45
チャンネル 3	NHKニュース 7:00 11:50 14:55 市議会開会中は、議会中継をお送りします。
チャンネル 4	いいだFM放送再送 6:00～20:00

オフトークの故障は☎局番なしの113(NTT) 上郷有線の故障は☎24-3533 イナデン(修理受託業者)へ連絡してください。